

令和6年度「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

教育委員会名：	亀岡市	教育委員会
---------	-----	-------

1. 教職員の勤務実態の把握（昨年度の回答：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1408258_00014.htm）

（ア. 小学校（義務教育学校前期課程含む））

【問1-①-1（ア）】

地方公共団体の設置する公立の域内の小学校（義務教育学校前期課程含む。）（以下、小学校等という。）数を半角数字で入力してください。域内に小学校等が無い場合は0を入力してください。

回答欄
16

【問1-①-2（ア）】（域内の小学校等数が1以上の場合のみ回答）

域内の小学校等のうち、すべての学校でICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間（注）を把握しているか？

（ここで「客観把握」とは、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握していることを言い、校長等の現認による把握や、本人からの自己申告のみによる把握等は含まない。）

※「問1-①～④を回答するための注意事項、参考情報」シートを参照して回答してください。

※本調査の回答のための学校への調査は、学校の負担軽減の観点から行わないでください。

次の中から該当するものを選んでください。

回答欄
①すべての学校で把握している

（注）教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象とする。具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目（※）以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間とする。

- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間
ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
ニ 休憩時間

※以下の4業務を指す。

- 1 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- 2 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- 3 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- 4 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

【問1-①-2（ア）（付問1）】（問1-①-2（ア）で②を選択した場合のみ回答）

域内の小学校等のうち、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間を把握している学校数を具体的に半角数字で入力してください。

※「②一部の学校で把握している」を選択しているため、必ず「1以上、域内の小学校等数未満」の数字を入力してください。

回答欄

【問1-①-2（ア）（付問2）】（昨年度、小学校又は義務教育学校に関する問1-①-2において、①を選択したが、今年度は、問1-①-2（ア）において②③④のいずれかを選択した場合のみ回答）

昨年度は把握できていたにもかかわらず、今年度は、すべての学校における客観把握が困難になった理由を以下に記載ください。

回答欄

【問1-②-1（ア）】（問1-①-2（ア）において、「②一部の学校で把握している」、「③すべての学校で把握していない」、「④各学校に確認できない」と回答できない）のいずれかを選択した場合のみ回答）

域内の全ての小学校等について、現在把握できていない部分も含め、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握を、令和6年度中に開始する予定である場合は、○を選択ください。

回答欄

【問1-②-1（ア）（付問1）】（上記問で○を選択しなかった場合のみ回答）

すべての学校における客観把握について、令和6年度中の開始が困難である理由を以下に記載ください。

※客観把握の実施は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）において義務付けられており、これを踏まえ上限指針において服務監督教育委員会が実施すべきとされています。現時点で客観把握が適切に実施できていない教育委員会は、このことを改めて重く受け止めた上で、早急に適切な客観把握を開始できるよう準備する必要があります。

回答欄

【問１－③（ア）】（問１－①－２（ア）において、「①すべての学校で把握している」または「②一部の学校で把握している」を選択した場合のみ回答）

域内の小学校等における在校等時間の把握の方法について、把握状況を選んでください。

	回答欄
①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している	①すべての学校で把握している
②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している	①すべての学校で把握している

【問１－③（ア）（付問１）】（昨年度、小学校又は義務教育学校に関する問１－①－２において①を選択し、問１－②の①において「全ての学校で把握」を選択したが、今年度は問１－③（ア）①において、「一部の学校で把握」または「できていない、わからない」を選択した場合のみ回答）

昨年度は把握できていたにも関わらず、今年度は、すべての学校における校外において校務として行う業務の時間の客観把握が困難になった理由を以下に記載ください。

回答欄

【問１－③（ア）（付問２）】（昨年度、小学校又は義務教育学校に関する問１－①－２において①を選択し、問１－②の②において「全ての学校で把握」を選択したが、今年度は問１－③（ア）②において、「一部の学校で把握」または「できていない、わからない」を選択した場合のみ回答）

昨年度は把握できていたにも関わらず、今年度は、すべての学校における土日や祝日などに校務として行う業務の時間の客観把握が困難になった理由を以下に記載ください。

回答欄

【問１－④－１（ア）】（問１－③（ア）①において「一部の学校で把握」または「できていない、わからない」を選択した場合のみ回答）

域内の全ての小学校等において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を、令和６年度中から開始する予定である場合は、○を選択ください。

回答欄

【問１－④－１（ア）（付問１）】（上記問で○を選択しなかった場合のみ回答）

すべての学校における客観把握について、令和６年度中の開始が困難である理由を以下に記載ください。

回答欄

【問１－④－２（ア）】（問１－③（ア）②において「一部の学校で把握」または「できていない、わからない」を選択した場合のみ回答）

域内の全ての小学校等において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を、令和６年度中から開始する予定である場合は、○を選択ください。

回答欄

【問１－④－２（ア）（付問１）】（上記問で○を選択しなかった場合のみ回答）

すべての学校における客観把握について、令和６年度中の開始が困難である理由を以下に記載ください。

回答欄

（イ．中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程含む））

【問１－①－１（イ）】

地方公共団体の設置する公立の域内の中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程含む。）（以下、中学校等という。）数を半角数字で入力してください。域内に中学校等が無い場合は0を入力してください。

回答欄
7

【問1－①－2（イ）】（域内の中学校等数が1以上の場合のみ回答）

域内の中学校等のうち、すべての学校でICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間（注）を把握していますか？

（ここで「客観把握」とは、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握していることを言い、校長等の現認による把握や、本人からの自己申告のみによる把握等は含まない。）

※「問1－①～④」を回答するための注意事項、参考情報」シートを参照して回答してください。

※本調査の回答のための学校への調査は、学校の負担軽減の観点から行わないでください。

次の中から該当するものを選んでください。

回答欄
①すべての学校で把握している

（注）教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象とする。具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目（※）以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間とする。

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間

ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

ニ 休憩時間

※以下の4業務を指す。

- 1 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- 2 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- 3 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- 4 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

【問1－①－2（イ）（付問1）】（問1－①－2（イ）で②を選択した場合のみ回答）

域内の中学校のうち、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間を把握している学校数を具体的に半角数字で入力してください。

※「②一部の学校で把握している」を選択しているため、必ず「1以上、域内の中学校数未満」の数字を入力してください。

回答欄

【問1－①－2（イ）（付問2）】（昨年度、中学校又は義務教育学校又は中等教育学校に関する問1－①－2において、①を選択したが、今年度は、問1－①－2（イ）において②③④のいずれかを選択した場合のみ回答）

昨年度は把握できていたにもかかわらず、今年度は、すべての学校における客観把握が困難になった理由を以下に記載ください。

回答欄

【問1－②－1（イ）】（問1－①－2（イ）において、「②一部の学校で把握している」、「③すべての学校で把握していない」、「④各学校に確認しない」と回答できない」のいずれかを選択した場合のみ回答）

域内の全ての中学校等について、現在把握できていない部分も含め、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握を、令和6年度中に開始する予定である場合は、○を選択ください。

回答欄

【問1－②－1（イ）（付問1）】（上記問で○を選択しなかった場合のみ回答）

すべての学校における客観把握について、令和6年度中の開始が困難である理由を以下に記載ください。

※客観把握の実施は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）において義務付けられており、これを踏まえ上限指針において服務監督教育委員会が実施すべきとされています。現時点で客観把握が適切に実施できていない教育委員会は、このことを改めて重く受け止めた上で、早急に適切な客観把握を開始できるよう準備する必要があります。

回答欄

【問1－③（イ）】（問1－①－2（イ）において、「①すべての学校で把握している」または「②一部の学校で把握している」を選択した場合のみ回答）

域内の中学校等における在校等時間の把握の方法について、把握状況を選んでください。

	回答欄
①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している	①すべての学校で把握している
②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している	①すべての学校で把握している

【問1－③（イ）（付問1）】（昨年度、中学校又は義務教育学校又は中等教育学校に関する問1－①－2において①を選択し、問1－②の①において「全ての学校で把握」を選択したが、今年度は問1－③（イ）①において、「一部の学校で把握」または「できていない、わからない」を選択した場合のみ回答）

昨年度は把握できていたにもかかわらず、今年度は、すべての学校における校外において校務として行う業務の時間の客観把握が困難になった理由を以下に記載ください。

回答欄

【問１－③（イ）（付問２）】（昨年度、中学校又は義務教育学校又は中等教育学校に関する問１－①－２において①を選択し、問１－②の②において「全ての学校で把握」を選択したが、今年度は問１－③（イ）②において、「一部の学校で把握」または「できていない、わからない」を選択した場合のみ回答）

昨年度は把握できていたにもかかわらず、今年度は、すべての学校における土日や祝日などに校務として行う業務の時間の客観把握が困難になった理由を以下に記載ください。

回答欄

【問１－④－１（イ）】（問１－③（イ）①において「一部の学校で把握」または「できていない、わからない」を選択した場合のみ回答）

域内の全ての中学校等において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を、令和６年度中から開始する予定である場合は、○を選択ください。

回答欄

【問１－④－１（イ）（付問１）】（上記問で○を選択しなかった場合のみ回答）

すべての学校における客観把握について、令和６年度中の開始が困難である理由を以下に記載ください。

回答欄

【問１－④－２（イ）】（問１－③（イ）②において「一部の学校で把握」または「できていない、わからない」を選択した場合のみ回答）

域内の全ての中学校等において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を、令和６年度中から開始する予定である場合は、○を選択ください。

回答欄

【問１－④－２（イ）（付問１）】（上記問で○を選択しなかった場合のみ回答）

すべての学校における客観把握について、令和６年度中の開始が困難である理由を以下に記載ください。

回答欄

（エ. 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む））

【問１－①－１（エ）】

地方公共団体の設置する公立の域内の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）（以下、幼稚園等という。）数を半角数字で入力してください。域内に幼稚園等が無い場合は0を入力してください。

回答欄
1

【問１－①－２（エ）】（域内の幼稚園等数が1以上の場合のみ回答）

域内の幼稚園等のうち、すべての学校でICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間（注）を把握していますか？

（ここで「客観把握」とは、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握していることを言い、園長等の現認による把握や、本人からの自己申告のみによる把握等は含まない。）

※「問１－①～④を回答するための注意事項、参考情報」シートを参照して回答してください。

※本調査の回答のための学校への調査は、学校の負担軽減の観点から行わないでください。

次の中から該当するものを選んでください。

回答欄
①すべての学校で把握している

（注）教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象とする。具体的には、正規の勤務時間外において超勤４項目（※）以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在籍している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間とする。

- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間
ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
ニ 休憩時間

※以下の４業務を指す。

- 1 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- 2 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- 3 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- 4 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

【問１－①－２（エ）（付問１）】（問１－①－２（エ）で②を選択した場合のみ回答）

域内の幼稚園等のうち、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間を把握している学校数を具体的に半角数字で入力してください。
※「②一部の学校で把握している」を選択しているため、必ず「１以上、域内の幼稚園等数未満」の数字を入力してください。

回答欄

【問１－①－２（エ）（付問２）】（昨年度、幼稚園に関する問１－①－２において、①を選択したが、今年度は、問１－①－２（エ）において②③④のいずれかを選択した場合のみ回答）

昨年度は把握できていたにもかかわらず、今年度は、すべての学校における客観把握が困難になった理由を以下に記載ください。

回答欄

【問１－②－１（エ）】（問１－①－２（エ）において、「②一部の学校で把握している」、「③すべての学校で把握していない」、「④各学校に確認しない」と回答できない」のいずれかを選択した場合のみ回答）

域内の全ての幼稚園等について、現在把握できていない部分も含め、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握を、令和６年度中に開始する予定である場合は、○を選択ください。

回答欄

【問１－②－１（エ）（付問１）】（上記問で○を選択しなかった場合のみ回答）

すべての学校における客観把握について、令和６年度中の開始が困難である理由を以下に記載ください。

※客観把握の実施は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）において義務付けられており、これを踏まえ上限指針において服務監督教育委員会が実施すべきとされています。現時点で客観把握が適切に実施できていない教育委員会は、このことを改めて重く受け止めた上で、早急に適切な客観把握を開始できるよう準備する必要があります。

回答欄

【問１－③（エ）】（問１－①－２（エ）において、「①すべての学校で把握している」または「②一部の学校で把握している」を選択した場合のみ回答）

域内の幼稚園等における在校等時間の把握の方法について、把握状況を選んでください。

- ①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している
②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している

回答欄
①すべての学校で把握している
①すべての学校で把握している

【問１－③（エ）（付問１）】（昨年度、幼稚園に関する問１－①－２において①を選択し、問１－②の①において「全ての学校で把握」を選択したが、今年度は問１－③（エ）①において、「一部の学校で把握」または「できていない、わからない」を選択した場合のみ回答）

昨年度は把握できていたにも関わらず、今年度は、すべての学校における校外において校務として行う業務の時間の客観把握が困難になった理由を以下に記載ください。

回答欄

【問１－③（エ）（付問２）】（昨年度、幼稚園に関する問１－①－２において①を選択し、問１－②の②において「全ての学校で把握」を選択したが、今年度は問１－③（エ）②において、「一部の学校で把握」または「できていない、わからない」を選択した場合のみ回答）

昨年度は把握できていたにも関わらず、今年度は、すべての学校における土日や祝日などに校務として行う業務の時間の客観把握が困難になった理由を以下に記載ください。

回答欄

【問１－④－１（エ）】（問１－③（エ）①において「一部の学校で把握」または「できていない、わからない」を選択した場合のみ回答）

域内の全ての幼稚園等において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を、令和６年度中から開始する予定である場合は、○を選択ください。

回答欄

【問１－④－１（エ）（付問１）】（本問で○を選択しなかった場合のみ回答）

すべての学校における客観把握について、令和６年度中の開始が困難である理由を以下に記載ください。

回答欄

【問1-④-2(エ)】(問1-③(エ)②において「一部の学校で把握」または「できていない、わからない」を選択した場合のみ回答)

域内の全ての幼稚園等において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を、令和6年度中から開始する予定である場合は、○を選択ください。

回答欄

【問1-④-2(エ)(付問1)】(上記問で○を選択しなかった場合のみ回答)

すべての学校における客観把握について、令和6年度中の開始が困難である理由を以下に記載ください。

回答欄

(全校種)

中教審答申において、「国は、(中略)「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」において服務監督教育委員会ごとの在校等時間の状況や取組状況の公平な「見える化」を実現すべきである」と提言されています。さらに、当該答申においては、「在校等時間の目標の目安としては、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指すべきである。その上で、上限指針では原則として時間外在校等時間の上限が月45時間以内となっていることを踏まえ、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、本答申に記載の取組等を一体的に進める必要がある。将来的には、教師の平均の時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指し、それ以降も不断の見直しを継続すべきである。」とされている。

【問1-⑤-1】

所管の学校の教員の2023年4月から2024年3月までにおける各月の時間外在校等時間(「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間)について、次の区分に該当する月当たりの平均人数を記入してください。(教育委員会において、所管する一部の学校の在校等時間のみ把握している場合にも、これら学校の教員のみを回答対象として記入ください。)

※対象職種は、フルタイムの常勤教員(校長、副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教諭)とし、事務職員や支援スタッフ、養護教諭、栄養教諭、休職者、産休・育休取得者等は除いてください。

※表への記入は「校長」「副校長・教頭」「教諭(主幹教諭・指導教諭含む)」の3区分で入力ください。

※回答する教員数において小数点以下が発生する場合は、小数2桁目を四捨五入し、小数1桁までで回答ください。この際、これらの「合計人数」と実際の教員数が異なる場合は、人数が合致するよう端数を調整ください。

【学校種別】

幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、小学校(義務教育学校前期課程含む)、中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程含む)、高等学校(中等教育学校後期課程含む)、特別支援学校

		幼稚園			小学校			中学校		
		園長	副園長・教頭	教諭	校長	副校長・教頭	教諭	校長	副校長・教頭	教諭
2023年4月～2024年3月の月当たりの平均人数	①45h以下	1.0人	1.0人	4.0人	5.5人	2.4人	163.4人	2.1人	0.5人	56.0人
	②45h超-80h以下	0.0人	0.0人	0.0人	9.5人	9.1人	104.5人	3.8人	3.3人	78.0人
	③80h超	0.0人	0.0人	0.0人	2.0人	6.5人	18.1人	1.1人	4.2人	42.0人
	合計人数	1.0人	1.0人	4.0人	17.0人	18.0人	286.0人	7.0人	8.0人	176.0人

		高等学校			特別支援学校			合計
		校長	副校長・教頭	教諭	校長	副校長・教頭	教諭	
2023年4月～2024年3月の月当たりの平均人数	①45h以下	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	235.9人
	②45h超-80h以下	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	208.2人
	③80h超	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	73.9人
	合計人数	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	518.0人

【問1-⑤-2】(客観把握を実施している所管の学校における教師の在校等時間を、教育委員会においてデータとして把握している場合は回答ください。)

所管の学校の教員の2023年4月から2024年3月までにおける月当たりの時間外在校等時間の平均時間を記入してください。

(教育委員会において、一部の学校の在校等時間のみ把握している場合にも、これら学校の教員のみを回答対象として当該平均時間を記入ください。)

※対象職種は、フルタイムの常勤教員(校長、副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教諭)とし、事務職員や支援スタッフ、養護教諭、栄養教諭、休職者、産休・育休取得者等は除いてください。

※表への記入は「校長」「副校長・教頭」「教諭(主幹教諭・指導教諭含む)」の3区分で入力ください。

※回答する時間在校等時間において小数点以下が発生する場合は、小数2桁目を四捨五入し、小数1桁までで回答ください。

【学校種別】

小学校(義務教育学校前期課程含む)、中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程含む)、高等学校(中等教育学校後期課程含む)

2023年4月～2024年3月の月平均(時間)	小学校			中学校			高等学校		
	校長	副校長・教頭	教諭	校長	副校長・教頭	教諭	校長	副校長・教頭	教諭
	55.4時間	71.5時間	42.1時間	59.5時間	81.6時間	60.3時間	0.0時間	0.0時間	0.0時間

【問1－⑥】

中教審答申においては、「全ての教育委員会において学校における働き方改革の実効性を向上させる観点から、（中略）PDCAサイクルの構築が不可欠である」と提言されているところ、PDCAサイクルを通じて、「教師の在校等時間などの働き方や業務量の現状やこれまでの取組を通じて改善を図った取組内容や好事例、そして取組の進捗状況を踏まえた改善方策の設定・公表など」を、各地域・学校の実情に応じて実施され、必要な環境整備等の改善につなげられることが必要です。

在校等時間の公表について、次の中から該当するものを選んでください。

回答欄
③公表していない

HP等にて公表している場合は、URLまたはその公表方法を記入ください

回答欄

【問1－⑦】

中教審答申においては、「全ての教育委員会において学校における働き方改革の実効性を向上させる観点から、（中略）PDCAサイクルの構築が不可欠である」と提言されているところ、PDCAサイクルを通じて、「教師の在校等時間などの働き方や業務量の現状やこれまでの取組を通じて改善を図った取組内容や好事例、そして取組の進捗状況を踏まえた改善方策の設定・公表など」を、各地域・学校の実情に応じて実施され、必要な環境整備等の改善につなげられることが必要です。

教師の在校等時間の縮減に向けた取組内容の公表について、次の中から該当するものを選んでください。

回答欄
① 取り組んでいる学校について、全体の状況を取りまとめて公表している

HP等にて公表している場合は、URLまたはその公表方法を記入ください

回答欄
https://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/43/46851.html

2. 具体の取組状況（3分類14項目）

【問2】

「対応策の例」で示されていますとおり、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の14項目の業務については、国や学校のみならず、教育委員会を含めた各主体が自らの役割を積極的に果たすことで、具体的な負担の軽減を図ることが必要です。
※対応策の例：https://www.mext.go.jp/content/20240513-mxt_zaimu-000035852_2.pdf

次に掲げる取組状況について、【a:既に実施した又は実施中】、【b:実施に向けて検討中】、【c:特に取り組んでいない、取組む予定はない】、【d:所管する学校すべてにおいて該当する業務がない】（問①、⑧のみ）のいずれかを選択してください。
（昨年度の回答はこちら↓）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1408258_00014.htm

※ ●：R5調査項目と同趣旨の質問		回答欄
①●	登下校時の対応（※1）は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している ※1 本調査では、スクールバスに係る児童生徒等の見守り等の対応業務については含めずに回答ください。 ※2 所管する学校すべてにおいて、登下校における見守り活動の対応が発生していない場合は、dを選択ください。	a
②－1●	放課後から夜間等における見守りは、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	c
②－2●	児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	c
③●	学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、公会計化または教師が関与しない方法（地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む）で徴収・管理を行っている	c
(a, bで回答した場合)		
③－1	給食費以外の学校徴収金について公会計化を実施している場合は○をしてください。（複数選択可）	回答欄
①	教材費	
②	修学旅行費	
③	校外活動費	
④	芸術鑑賞費	
⑤	調査関係経費	
⑥	学年・学級活動経費	
⑦	児童生徒会費	
⑧	スポーツ振興センター掛金	
⑨	入学時一括購入品	
⑩	卒業経費	
⑪	部活動費	

④●	地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	b
⑤●	学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう各学校に促している	c
⑥●	児童生徒等の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている	c
⑦●	校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている	c
⑧●	部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている ※3 所管する学校すべてにおいて、従前から部活動が設置されていない場合は、dを選択ください。 ※4 所管する学校すべてにおいて地域移行を実施していることから、当該学校に部活動が設置されていない場合は、aを選択ください。	a
⑨●	給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている	c
⑩●	授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	a
⑪-1●	学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	c
⑪-2	学習評価や成績処理の補助的業務について、採点ソフトを導入するなどICTの活用を図っている	a
⑫●	学校行事の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している	a
⑬●	進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている	c
⑭●	支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている	a

3. 具体の取組状況（3分類14項目以外）

【問3】

学校における働き方改革を推進するためには、国・教育委員会・学校の各主体において、3分類14項目の業務の適正化のみならず、あらゆる取組を進めることが必要です。また、在校等時間の縮減だけに着目するのではなく、教師の健康・福祉の確保の観点からも働き方改革を推進することが必要です。

次に掲げる取組状況について、【a:既に実施した又は実施中】、【b:実施に向けて検討中】、【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のいずれかを選択してください。 （R4年度の回答はこちら↓） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1408258_00011.htm	
※ ●：R5調査項目と同趣旨の質問、▲：R4調査項目と同趣旨の質問	回答欄
①▲	所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外在校等時間の縮減に向けた業務改善方針や計画等を作成している。
②	業務改善のPDCAサイクル（※1）の実施に係る目標について、在校等時間に係る目標を掲げている。
③	業務改善のPDCAサイクル（※1）の実施に係る目標について、在校等時間の縮減以外の働き方改革の多面的な目的を踏まえた目標（※2）を地域の実情に応じて追加的に設定している。 ※2 例えば、教師のやりがいの向上に関する目標や、教師の心理的ストレスの軽減に関する目標など
④▲	学校における業務改善の取組の促進にかかる定量的なフォローアップ（※3）を実施しており、業務改善のPDCAサイクル（※1）を構築している。 ※3 定量的なフォローアップについては、例えば、時間外在校等時間の把握とその改善に向けた検討等が考えられる。
（※1）PDCAサイクルの構築について（「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（抜粋）） 具体的には、 ・C（チェック）：教師の在校等時間などの働き方や業務量の現状やその改善に向けた各学校における働き方改革推進の取組の進捗状況の把握など ・A（アクション）：C（チェック）を踏まえ、学校全体が長時間の在校等時間となっている管理職へのヒアリングや特に長時間の在校等時間の教師についての改善策の検討、さらには、管理職マネジメント研修の実施の検討やCで把握した各学校における取組の進捗状況を踏まえた改善の検討など ・P（プラン）：A（アクション）、すなわち教師の在校等時間などの働き方や業務量の現状やこれまでの取組を通じて改善を図った取組内容や好事例、そして取組の進捗状況を踏まえた改善方策の設定・公表など ・D（ドゥ）：公表した内容をふまえ、各服務監督教育委員会及び各学校において働き方改革を推進などというサイクルが、各地域・学校の実情に応じて実施され、必要な環境整備等の改善につなげられることが必要である。	
⑤	教育委員会において学校における働き方改革の担当部局を明確化している。
⑥	所管する学校において、学校運営協議会での学校における働き方改革についての議題化を促すなど、保護者や地域住民等の理解を得ながら取組を進めるよう指導・助言している。
⑦	学校における働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備について、総合教育会議で議題として取り上げている。

⑧	学校現場における保護者や地域住民からの要望や提案等への対応の負担軽減に資する取組を行っている。	c
⑧ー1	(a, bで回答した場合) 具体的に実施している取組に○をしてください。(複数選択可)	回答欄
①	対応マニュアル・手引き等(教育センター等における教職員向け研修資料を含む)の作成・周知	
②	教職員向け研修の実施	
③	対応困難な事案に対する弁護士、カウンセラー等の専門家の活用	
④	教育委員会における保護者等の対応窓口の開設	
⑤	①～④に当てはまらない取組(自由記述)	
⑨	所管の学校施設の地域開放について、利用手続きや鍵の受け渡しなどを教師が関与しない方法で実施している。	b
⑩● 授業時数	令和6年度当初、標準授業時数を大幅に上回って(年間1,086単位時間以上)教育課程(※4)を編成していた学校に対して、令和7年度の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とする指導・助言を行っていますか。 ※4 学校教育法施行規則第50条に示す各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動(学級活動のみ)に充てる年間の授業時数についてであり、学級活動以外の学校行事等の特別活動や学校独自の教育活動の時間は含めない。 ※5 過去の点検や指導・助言等により、令和6年度当初に、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成していた所管の学校がない場合は、aを選択ください。	b
⑪● 学校行事	学校行事について、教育上真に必要なものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化、または準備の簡素化、省力化を図るような指導・助言をしている	a
⑫● 調査の数	教育委員会から学校宛ての調査や通知・事務連絡について、発出している数の把握をおこなっている	c
⑬▲	学校事務の共同実施をしている。	a
⑭	教育委員会として、各学校の労働安全衛生体制の整備・充実に向けた取組を行っている。	a
	(a, bを回答した場合) 実際に実施した、又は実施しようとしている取組に○をしてください。(複数選択可)	回答欄
①	教育委員会から各学校に対して、域内の学校のストレスチェックの結果の集団分析を示し、分析結果に基づいた改善を行うよう、指導、助言を行っている。	○
②	教育委員会として、管理職である校長や副校長等が教職員のメンタルヘルス対策の重要性やそのための方策について理解し、実践できるよう、管理職に対して研修を行うなどの取組を実施している。	
③	教育委員会として、50人未満の学校に対し、50人以上の学校と同様又は準ずる形で労働安全衛生体制の構築が行えるよう支援している。 (例：健康管理医の選任、ストレスチェックの実施、衛生委員会と同様の審議や意見交換を行う場の設置 等)	○
④	その他取組を実施	
	(注)労働安全衛生法においては、公立学校において、義務として、 ・衛生管理者(50人以上の学校)、衛生推進者(10人以上50人未満の学校)の選任 ・産業医の選任、衛生委員会の開催、ストレスチェックの実施(いずれも50人以上の学校)、 ・面接指導体制の整備(規模にかかわらず全ての学校)、 等が求められている。また、努力義務として、 ・健康管理医等の選任、ストレスチェックの実施(いずれも50人未満の学校)、 ・ストレスチェックの集団分析、心理的負担軽減措置(いずれも規模にかかわらず全ての学校) 等が求められている。 文部科学省としては、50人未満の学校においても、50人以上の学校と同様、ストレスチェックの実施等について適切に行うよう示しているところ。	
⑮	ストレスチェックや別の調査等において、教員の仕事と生活への満足度について、教育委員会で把握しているか。	a
	(a, bを回答した場合) 把握している、またはしようとしている方法に○をしてください。(複数選択可)	回答欄
①	ストレスチェックを実施しており、当該調査内で「仕事と生活の満足度」の項目の結果を把握している。	○
②	独自の調査を定期的に実施し、把握している。	
③	特に把握はしていない。	

令和6年度「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

教育委員会名：	亀岡市	教育委員会
---------	-----	-------

※調査票①シートから自動入力

4. 取組事例

【問4】

全国的に学校における働き方改革を推進するためには、各教育委員会における取組分野別の好事例について、全国的に横展開していく必要があります。

問2の3分類14項目に関する取組等に関して、域内の具体的な取組事例について、ご記入ください。
※取組の関係資料等がある場合は、併せて提出をお願いいたします。

(1つ目)

(1) 教育委員会または学校名 亀岡市教育委員会

(2) 学校種

(3) 取組分野

①勤務時間管理や在校等時間の公表	
②登下校に関する対応	
③放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	
④学校徴収金の徴収・管理	
⑤地域ボランティアとの連絡調整	
⑥調査・統計等への回答等	
⑦児童生徒の休み時間における対応	
⑧校内清掃	
⑨部活動	
⑩給食時の対応	
⑪授業準備	
⑫学習評価や成績処理	
⑬学校行事の準備・運営	
⑭進路指導	
⑮支援が必要な児童生徒・家庭への連絡	○
⑯学校行事の精選・重点化	
⑰調査の数の把握（調査の精選を含む）	

(4) 取組の詳細

スクールカウンセラーを中学校に配置し、さらにその近隣の小学校にも出向くことで、児童・生徒や保護者などにきめ細やかな心のケアを行っている。また、来日後、日本語が難しい児童・生徒に対して円滑な学校生活を送ることができるよう職員を配置し、支援等を行っている。

(2つ目)

(1) 教育委員会または学校名

亀岡市教育委員会

(2) 学校種

(3) 取組分野

①勤務時間管理や在校等時間の公表	
②登下校に関する対応	○
③放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	
④学校徴収金の徴収・管理	
⑤地域ボランティアとの連絡調整	
⑥調査・統計等への回答等	
⑦児童生徒の休み時間における対応	
⑧校内清掃	
⑨部活動	
⑩給食時の対応	
⑪授業準備	
⑫学習評価や成績処理	
⑬学校行事の準備・運営	
⑭進路指導	
⑮支援が必要な児童生徒・家庭への連絡	
⑯学校行事の精選・重点化	
⑰調査の数の把握（調査の精選を含む）	

(4) 取組の詳細

学校と保護者間の連絡ツール「tetoru」を導入し、遅刻・欠席連絡がアプリケーションで行えるようになったことにより、教職員の電話対応等の時間の削減につながっている。
また、当該ツールを利用して、従来紙で配布していた全校、学年、クラス別等の連絡を学校から保護者へ配信することができ、印刷や配布にかかっていた時間等を削減できるようになった。